

水戸市DV対策基本計画（第2次）

水戸市

あ い さ つ



配偶者等からの暴力、いわゆるDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害が潜在化しやすいという特性があります。このため、DV被害者の早期発見や安全確保に向け、市民に最も身近な市役所の相談窓口の認知度を高め、関係機関等との連携を強化することが重要です。また、DVと児童虐待には密接な関係があることから、DV被害者だけでなく、その子どもに対する支援体制の確立が求められています。

さらに、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現に向け、市民の意識啓発や若年層に対する教育啓発の充実を図る必要があります。

本市におきましては、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度の5年間の計画期間とする、「水戸市DV対策基本計画」に基づき、2017（平成29）年には、水戸市配偶者暴力相談支援センターを設置し、DVに関する相談機能の強化を図りました。また、DV被害者とその子どもが心身ともに健康で自立した生活を送ることができるよう、水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会を活用しながら、関係機関・団体等と連携し支援に当たるとともに、市民に向けた意識啓発を推進してまいりました。

このたび、さらなるDV防止に取り組み、被害者の立場に立った支援の一層の充実を図るため「水戸市DV対策基本計画（第2次）」を策定いたしました。本計画は、「配偶者等からの暴力のない安心して暮らせるまち・水戸」を目指す姿と定め、これまで実施してきた支援策をさらに拡充するものです。

市民が安全に安心して暮らすために、新たな課題に対応しながら本計画の着実な実施を図り、DVの根絶に力を尽くしてまいりますので、皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御提言を賜りました多くの皆様に、心より感謝申し上げます。

令和3年6月

水戸市長 高橋 靖

■■■■ 目 次 ■■■■

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	4

第2章 DVに関する現状と課題

I 統計データからの現状

1 全国の現状.....	5
2 茨城県の現状	7
3 水戸市の現状.....	9

II DVに関する市民意識調査..... 11

III デートDVに関する調査..... 19

IV 課題..... 21

第3章 計画の基本的方向

1 目指す姿	22
2 基本方針	23
3 施策の体系	24
4 重点推進施策.....	25
5 目標指標	26

第4章 施策の展開

基本方針Ⅰ 多様な相談に対応できる体制づくり.....	27
基本方針Ⅱ DV被害者の早期発見・安全確保.....	29
基本方針Ⅲ DV被害者等の自立に向けた支援.....	32
基本方針Ⅳ DV防止に向けた意識啓発の推進.....	37

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制.....	40
2 進行管理.....	40

附属資料.....	41
-----------	----

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その防止に向けた取組が全国的に展開されている中、全国の配偶者暴力相談支援センターや警察におけるDV相談の受理件数は、増加傾向にあります。

国においては、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、2001（平成13）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、以降、社会情勢の変化に合わせ改正を重ねてきました。

本市においては、2016（平成28）年3月に「水戸市DV対策基本計画」を策定し、2017（平成29）年には、DVに関する相談機能の強化を図るため、水戸市配偶者暴力相談支援センターを設置しています。また、DV被害者とその子どもに対する支援強化のため、水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会を活用しながら、関係機関、団体等と連携を深めてきました。

今回、さらなるDV防止に取り組み、被害者の立場に立った支援の一層の充実を図るため、国、県の方針やSDGs※1の理念を踏まえるとともに、水戸市第6次総合計画一みと魁プランや関連計画との整合を図りながら、「水戸市DV対策基本計画（第2次）」を策定するものです。

※1 SDGs（Sustainable Development Goals）とは

2015（平成27）年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、様々な課題に対して総合的な取組を示したものです。

表－１ DV防止法の制定及び改正の内容

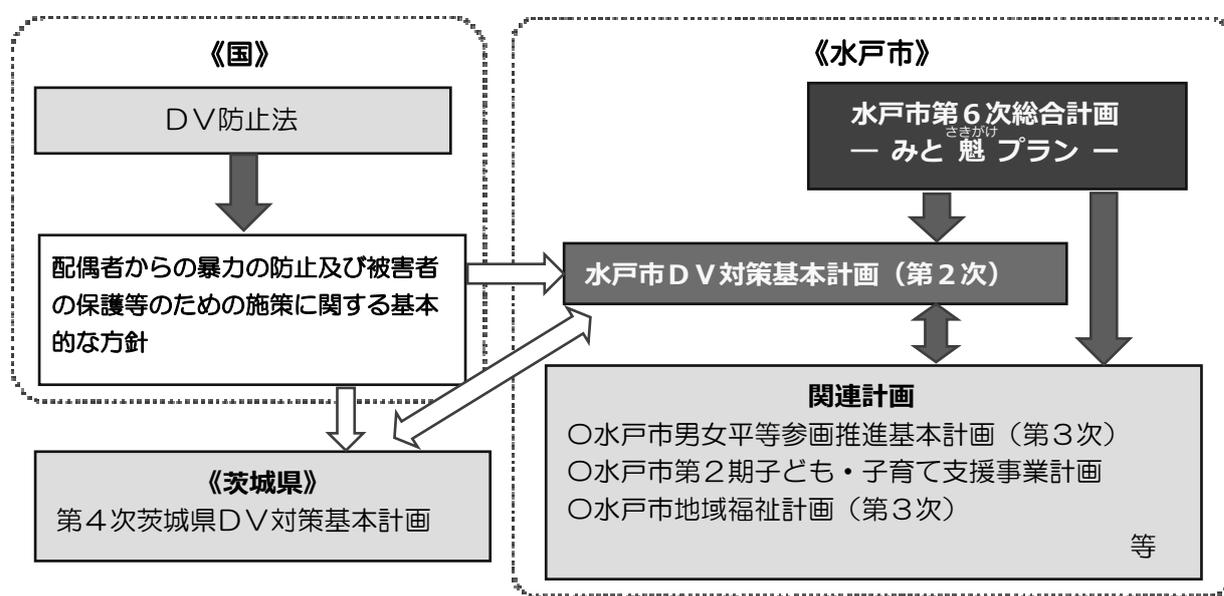
	主 な 内 容
法制定 2001（平成 13）年 4 月	《法律名》配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 《目 的》DVの防止及び被害者の保護を図る ◇通報，相談，保護，自立支援等の体制整備 ◇保護命令制度の制定 ◇都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談・一時保護等
一次改正 2004（平成 16）年 5 月	◇DVの定義の拡大 → 精神的暴力，性的暴力を追加 ◇保護命令制度の拡充 → 元配偶者への拡大等 ◇国による基本方針の策定 ◇都道府県基本計画の策定を義務化
二次改正 2007（平成 19）年 7 月	◇保護命令制度の拡充 → 生命等に対する脅迫，電話・メール等の禁止等を追加 ◇市町村基本計画の策定を努力義務化 ◇市町村における配偶者暴力相談支援センター業務の実施を努力義務化
三次改正 2013（平成 25）年 6 月	◇生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を適用対象 ◇法律名の変更（「等」を追加） → 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」
四次改正 2014（平成 26）年 4 月	◇条文改正 → 「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことに伴う条文改正
五次改正 2019（令和元）年 6 月	◇相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を明確化 ◇保護の適用対象として，被害者の同伴家族が含まれることを明確化

2 計画の位置付け

本計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策に関する市町村基本計画です。

国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、「第4次茨城県DV対策基本計画」を勘案するとともに、「水戸市第6次総合計画—みと魁^{さきがけ}プラン—」及び関係する個別計画である「水戸市男女平等参画推進基本計画(第3次)」、「水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画」などとの整合を図ります。

図－1 計画の位置付け



3 計画の期間

計画期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5か年とします。

ただし、社会情勢の変化やDV防止法の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象

本計画における支援の対象は、DV防止法における配偶者及び生活の本拠を共にしない交際相手（以下「配偶者等」という。）から暴力を受けている者を含むものとします。

また、DVは、被害者の子どもにも著しい心理的外傷を与えるなどの影響があることから、引き続きDV被害者の子どもを併せて計画の対象とします。

DV防止法における「配偶者」の範囲

配偶者（別居中を含む。）のほか、次のような者も適用（準用）される。

- ◇ 事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ◇ 離婚前に受けていた暴力を引き続き受けている者
- ◇ 生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けている者（準用）
- ◇ 生活の本拠を共にする関係を解消した元交際相手から、解消前に受けていた暴力を引き続き受けている者（準用）

《 DVの形態 》

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ◆身体的な暴力 | 殴る・蹴る/首を絞める/髪をひっぱる 等 |
| ◆精神的な暴力 | どなる・脅す/無視する/自殺をほのめかす 等 |
| ◆経済的な暴力 | 生活費を渡さない/自由にお金を使わせない 等 |
| ◆社会的な暴力 | 友人や身内との付き合いを制限する/自由に外出させない 等 |
| ◆子どもを巻き込んだ暴力 | 子どもの前で暴力をふるう/子どもに危害を加える 等 |
| ◆性的な暴力 | 望まない性的な行為を強要する/避妊に協力しない 等 |

（資料 茨城県女性相談センター「女性相談リーフレット」）

第2章 DVに関する現状と課題

I 統計データからの現状

◆調査対象や用語の定義は、各調査により異なります。

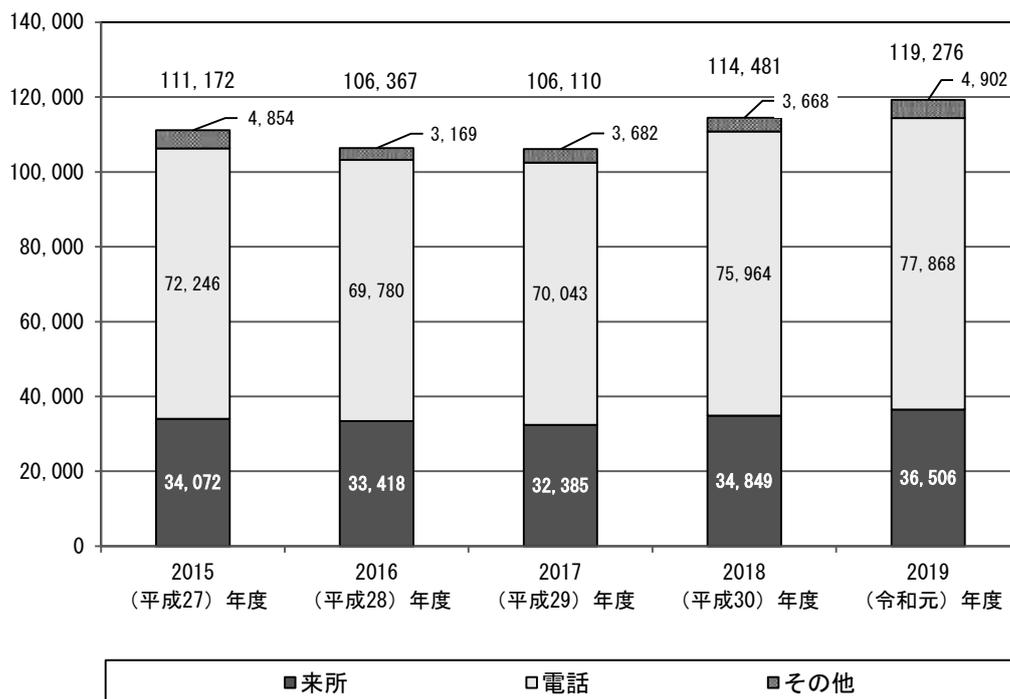
1 全国の現状

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、2015（平成27）年度において、111,172件であったものが、2019（令和元）年度には119,276件と、7.3%増加しています。

図－2 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

延べ件数（件）

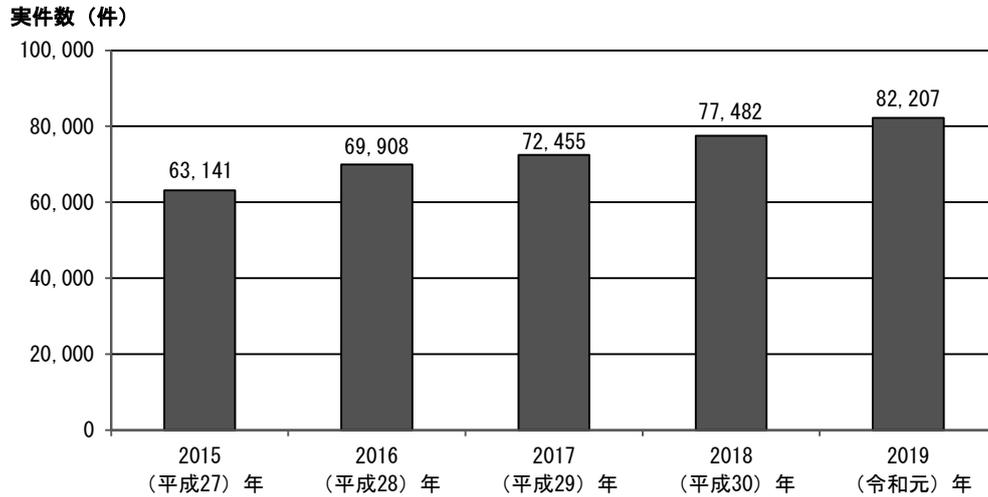


（資料 内閣府「配偶者からの暴力に関するデータ」）

(2) 警察におけるDV事案等の認知件数

全国の警察におけるDV事案等の認知件数は、2015(平成27)年において、63,141件であったものが、2019(令和元)年には82,207件と、30.2%増加しています。

図-3 警察におけるDV事案等の認知件数



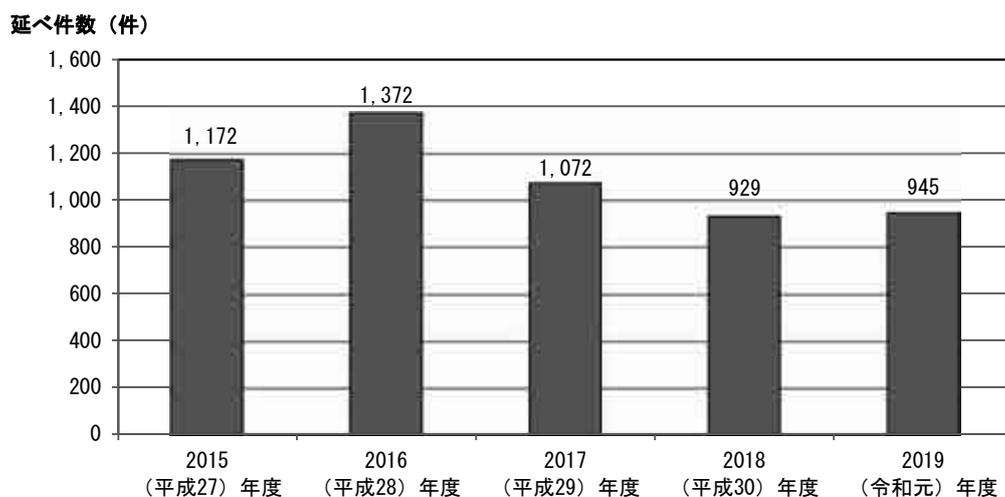
(資料 内閣府「配偶者からの暴力に関するデータ」)

2 茨城県の現状

(1) 県配偶者暴力相談支援センター（県女性相談センター）におけるDV相談件数

県配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、2015（平成27）年度において、1,172件であったものが、2019（令和元）年度には945件と、19.4%減少しています。

図－4 県配偶者暴力相談支援センター（県女性相談センター）におけるDV相談件数

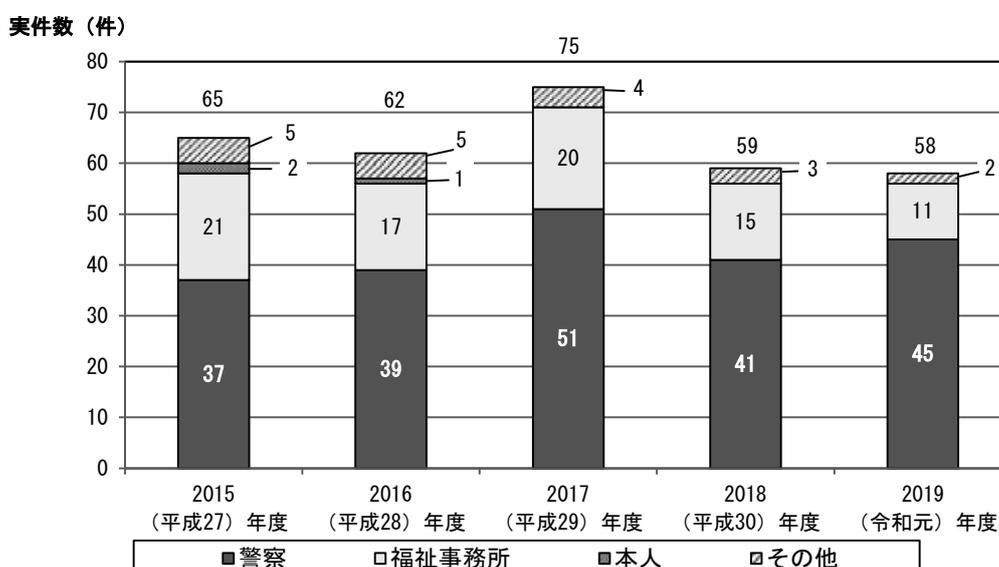


（資料 茨城県女性相談センター）

(2) 一時保護の状況

県女性相談センターにおいて、DVにより緊急に保護することが必要と認められ、一時保護となったケースの最初の相談窓口は、警察、福祉事務所が多数を占めています。

図－5 一時保護の状況

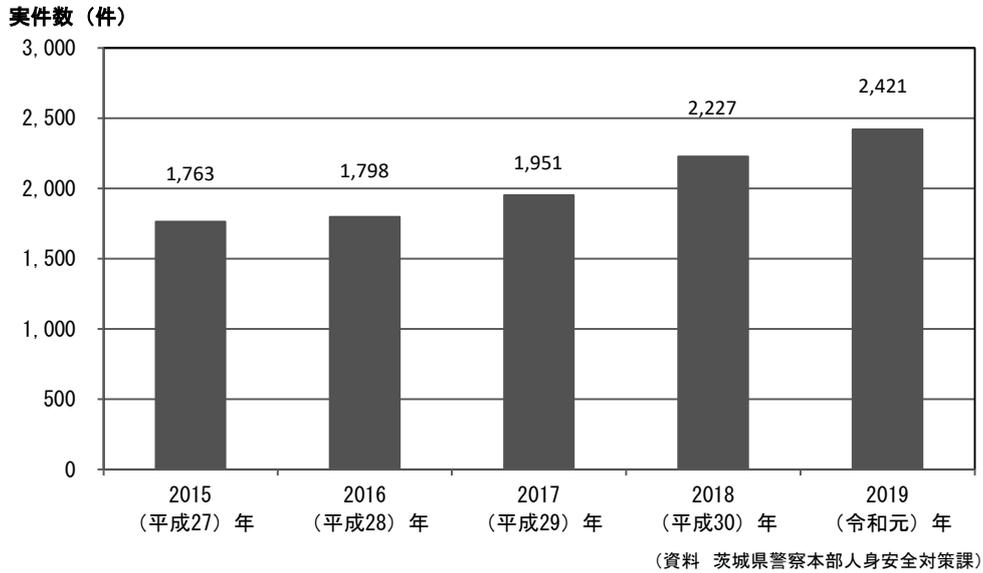


（資料 茨城県女性相談センター）

(3) 県警察におけるDV事案認知件数

DV事案の認知件数は、2015（平成27）年において1,763件であったものが、2019（令和元）年には2,421件と、37.3%増加しています。

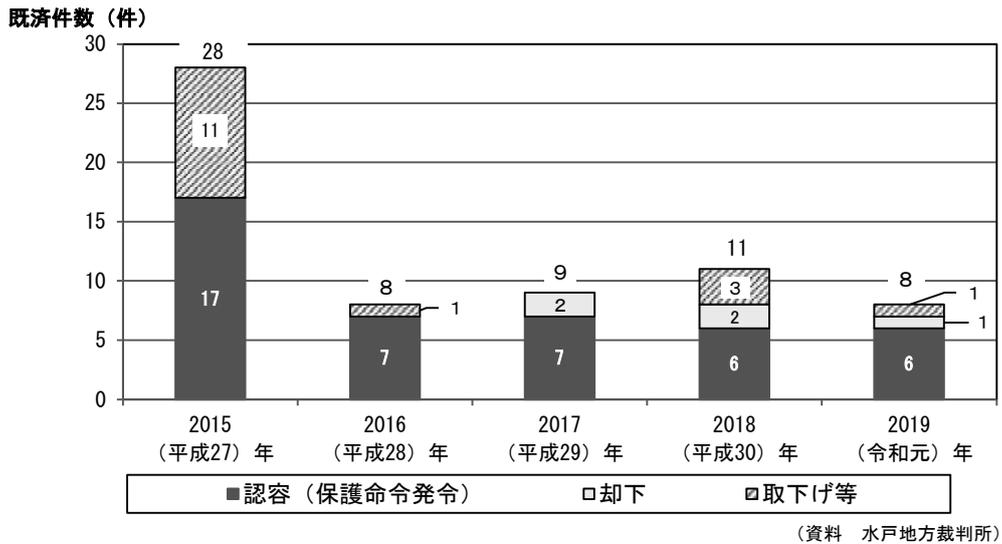
図－6 県警察におけるDV事案認知件数



(4) 保護命令※2 事件の状況

水戸地方裁判所（本庁管内※3）における保護命令の既済総数は、2015（平成27）年において28件あったものが、2016（平成28）年以降は減少しています。

図－7 保護命令事件の既済件数とその後の処分状況



※2 DV被害者が身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して接近禁止等を命ずるもの（DV防止法第10条）。

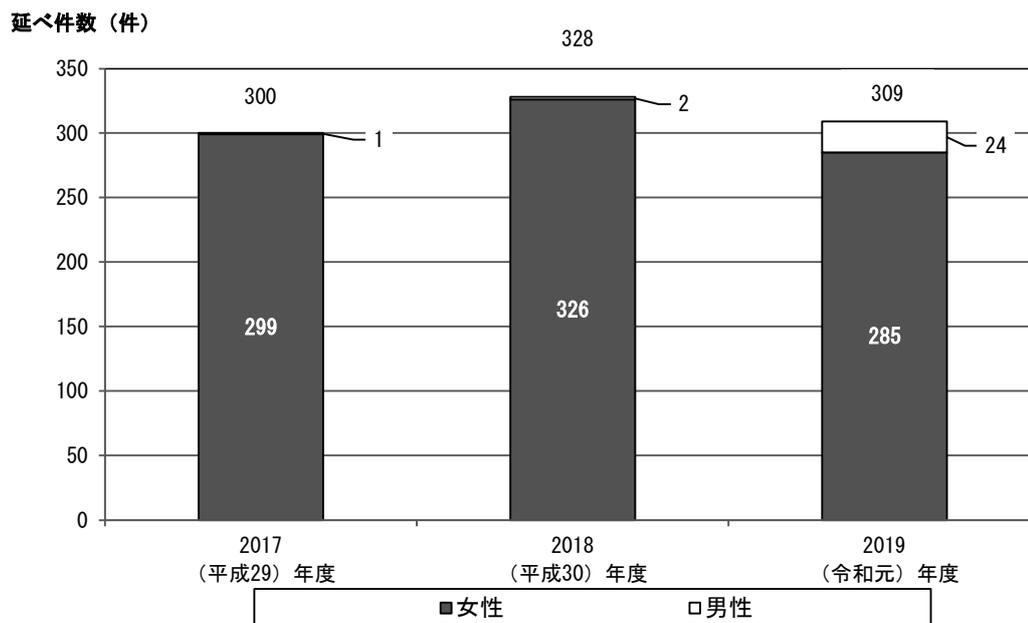
※3 水戸市、常陸太田市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、桜川市（旧岩瀬町に限る）、鉾田市、小美玉市（旧小川町、旧美野里町に限る）、茨城町、大洗町、城里町、大子町、東海村

3 水戸市の現状

(1) 市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数

市配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、2017（平成29）年度以降ほぼ横ばいですが、男性からの相談が増加しています。

図ー8 市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数



（資料 水戸市福祉部子ども課）

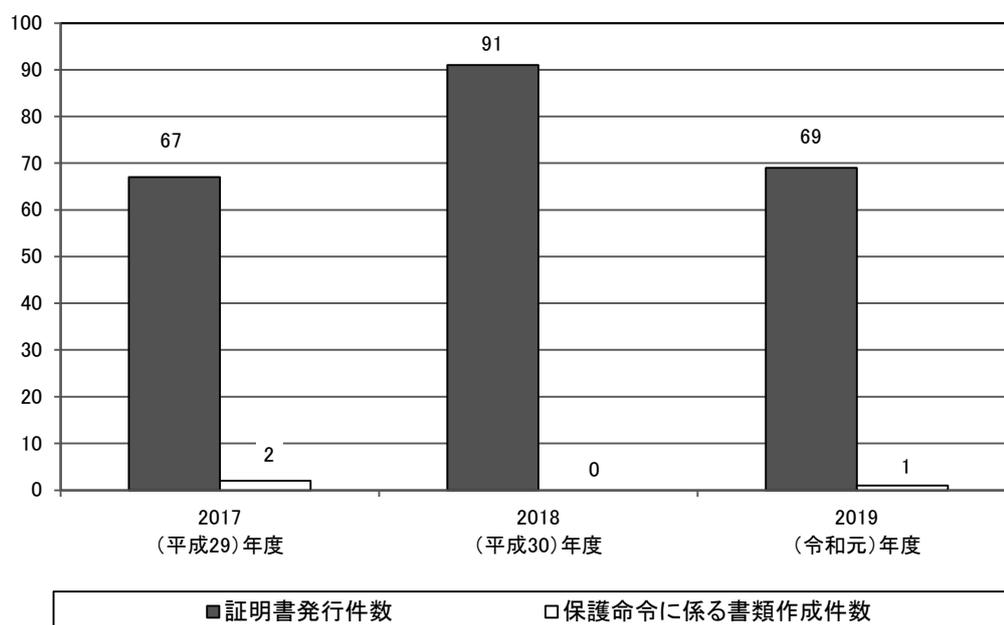
(2) 市配偶者暴力相談支援センターにおける証明書発行件数及び保護命令に係る書類作成件数

市配偶者暴力相談支援センターにおける証明書※4 発行件数は、年による増減が大きく、2017（平成29）年度以降の3年間の平均すると、年間76件程度です。

保護命令に係る書類※5 作成件数は、2017（平成29）年度以降の3年間の合計で、3件となっています。

図ー9 市配偶者暴力相談支援センターにおける証明書発行件数及び保護命令に係る書類作成件数

延べ件数(件)



(資料 水戸市福祉部子ども課)

※4 「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に関わる意見の記載及び「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、「来所相談証明書」

※5 裁判所からの請求に応じた書面

II DVに関する市民意識調査

2019（令和元）年12月に実施した「水戸市DV対策に関する意識調査」における主な回答結果は、次のとおりです。

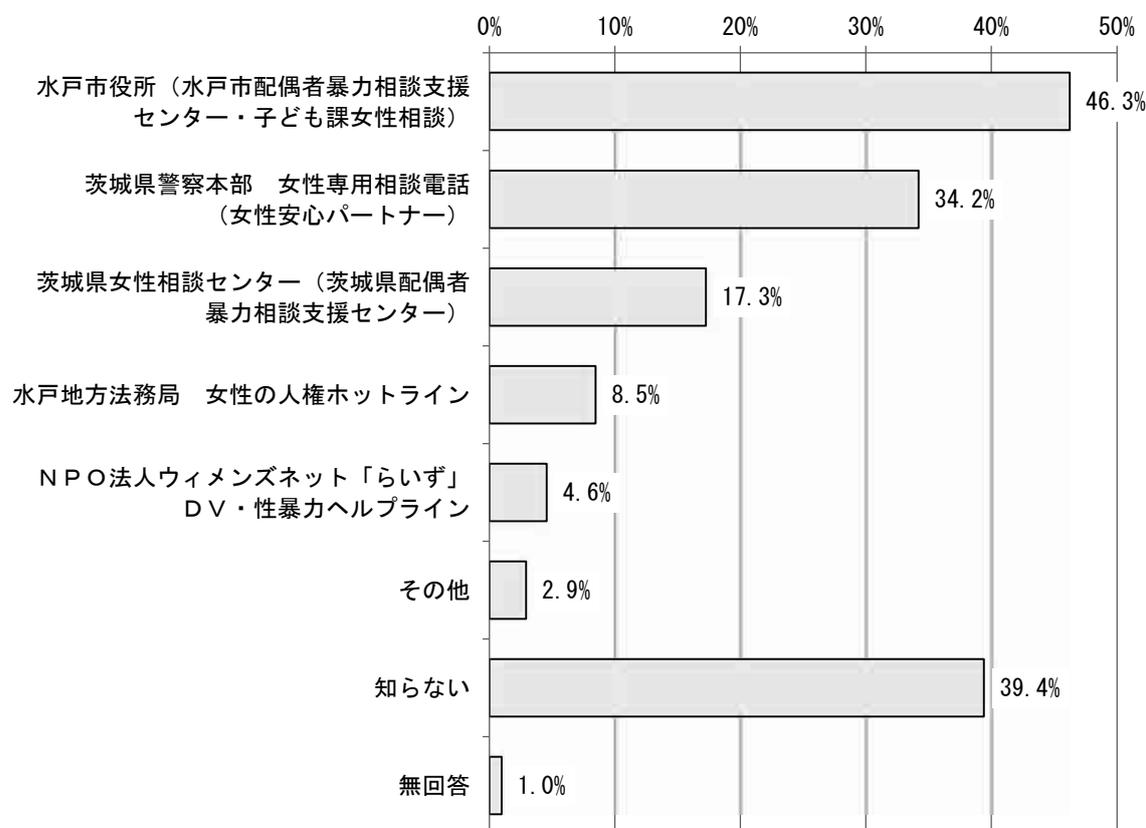
【調査の概要】

- ◇調査対象 市内在住の18歳以上の市民
- ◇調査方法 1,000人を無作為抽出し、郵送配布、郵送回収
- ◇有効回答 307人（男性121人、女性185人、性別無回答1人／回収率30.7%）

（1）相談窓口の認知度

相談窓口の認知度は、「水戸市役所（水戸市配偶者暴力相談支援センター・子ども課女性相談）」が46.3%と最も多く、次いで「茨城県警察本部 女性専用相談電話（女性安心パートナー）」が34.2%となっています。一方で、39.4%が相談窓口を「知らない」と回答しています。

図-10 相談窓口の認知度

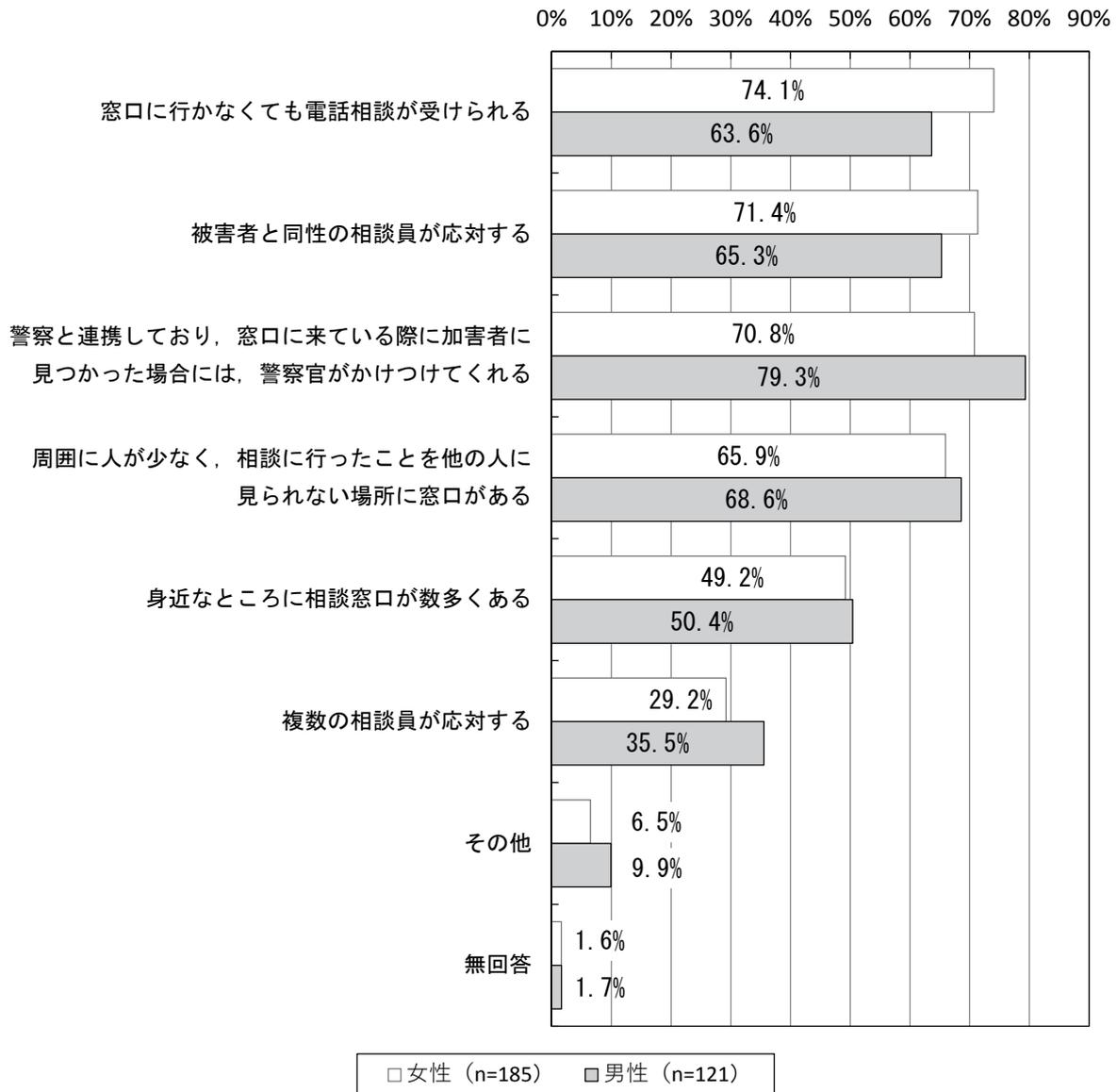


(n = 307)

(2) 相談窓口に必要なと思うこと

女性では「窓口に行かなくても電話相談が受けられる」が74.1%と最も多く、男性では「警察と連携をしており、窓口に来ている際に加害者に見つかった場合には、警察官がかけつけてくれる」が79.3%と最も多くなっています。

図-11 相談窓口に必要なと思うこと



(3) 周囲の人がDVを受けていることに対する認識

周囲の人がDVを受けていることを見たり聞いたりしたことがあるかどうかについて、総数で23.8%の方が「ある」と回答しています。

また、DVを受けている人について誰かに相談したかについては、「誰にも相談しなかった」が42.5%と最も多く、次いで「家族・親類」が17.8%、「友人や近所の人」が9.6%となっています。

図-12 周囲の人がDVを受けていることを見たり聞いたりしたことの有無

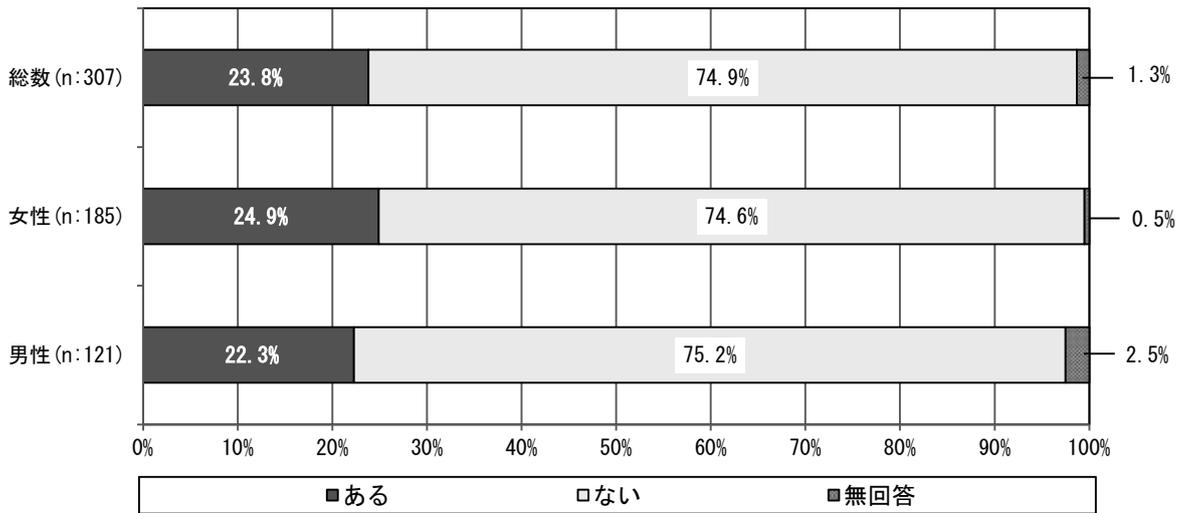
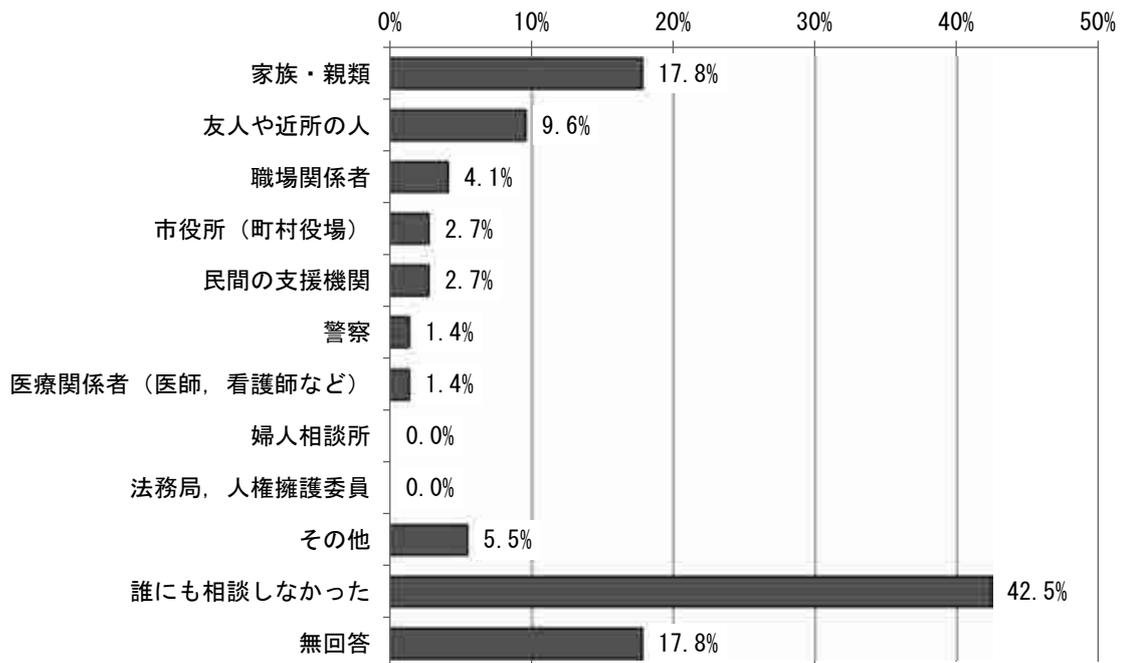


図-13 認識したDVを受けている人について誰かに相談したか

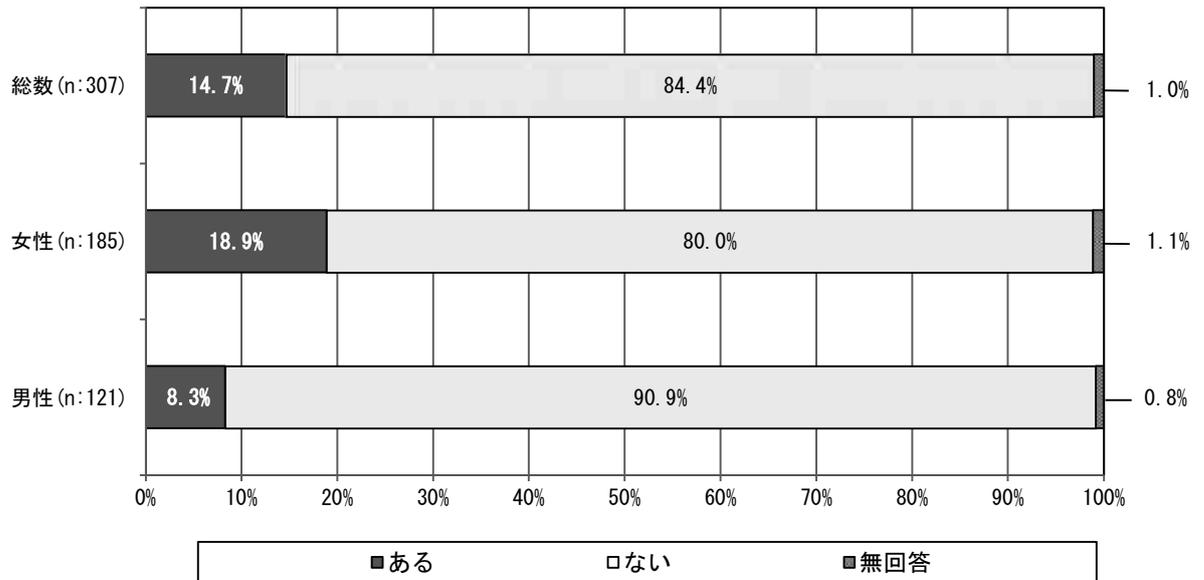


(n = 73)

(4) DVを受けた経験

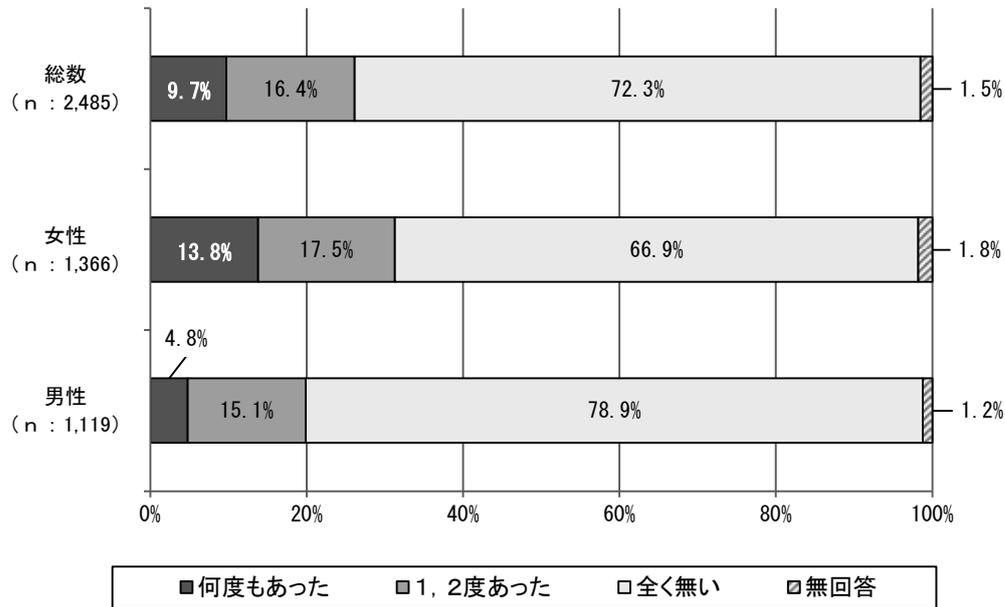
DV（身体的，精神的，経済的，性的等）を受けたことがあるかどうかについて，総数では14.7%がDVを受けたことが「ある」と回答しており，男女別では，男性では8.3%，女性では18.9%が「ある」と回答しています。

図-14 DVを受けた経験



参考1 DVを受けた経験（国）

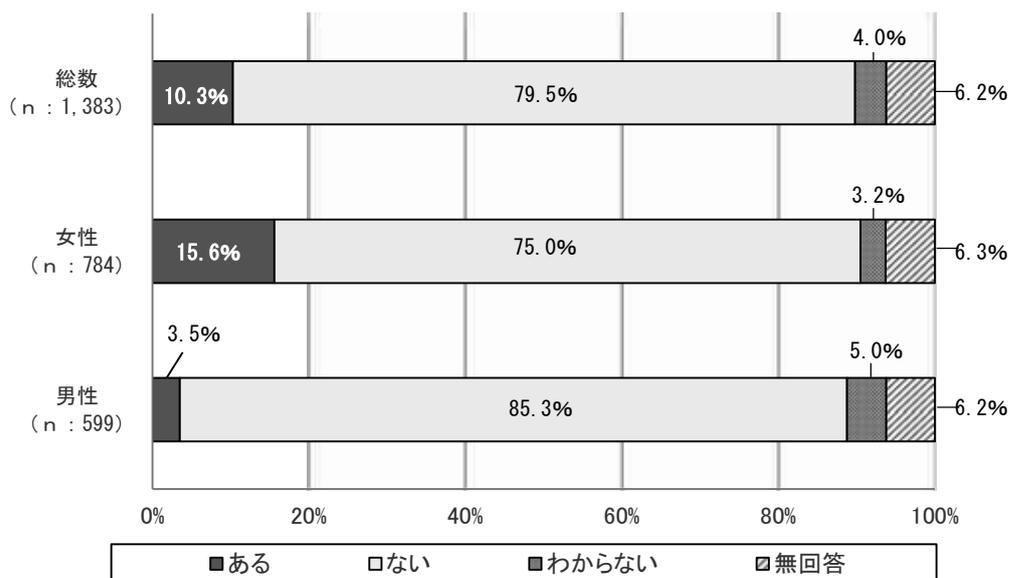
図-15 DVを受けた経験（国）



（資料 内閣府「男女間における暴力に関する調査（平成29年度調査）」）

参考2 DVを受けた経験（県）

図-16 DVを受けた経験（県）



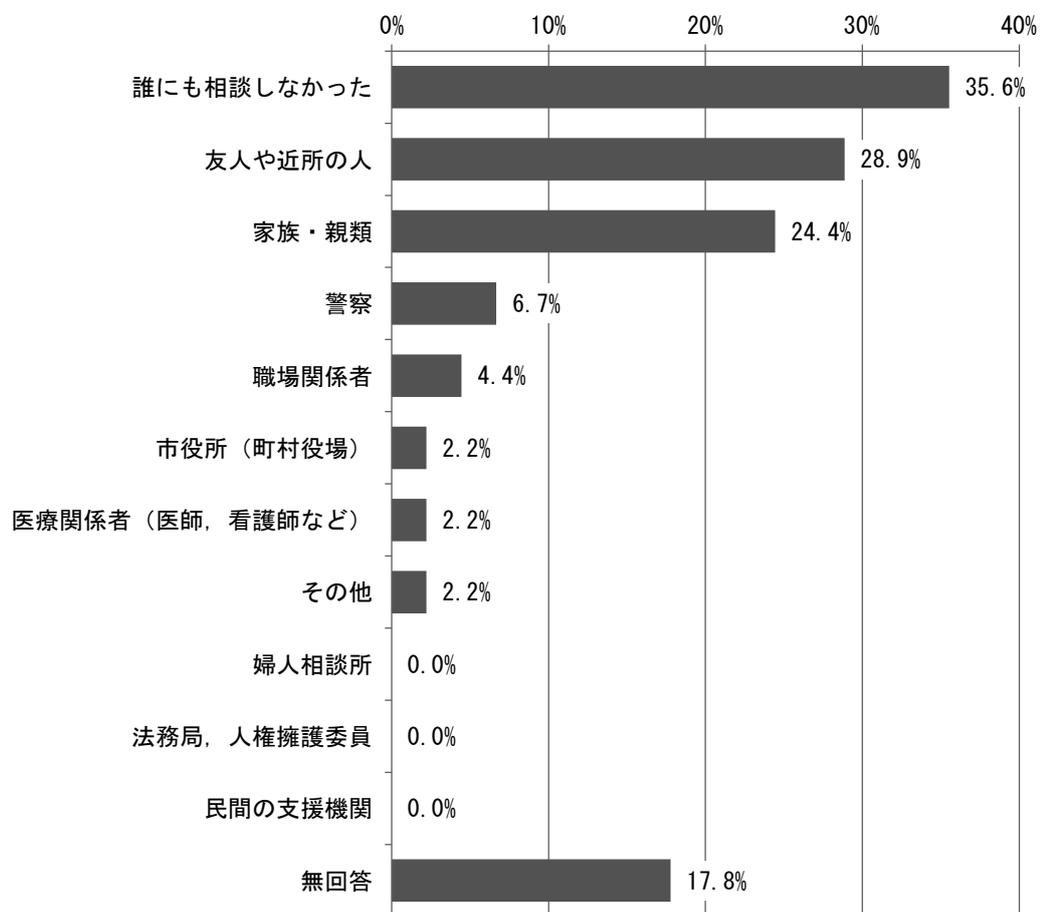
（資料 茨城県「令和元年度男女の働き方と生活に関する調査」）

(5) 相談の有無と相談先

DVを受けた人のうち、35.6%が「誰にも相談しなかった」と回答しています。次いで「友人や近所の人に相談」が28.9%、「家族・親類に相談」が24.4%となっており、「市役所（町村役場）に相談」は2.2%となっています。

なお、「誰にも相談しなかった」と回答した人が相談をしなかった理由については、「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」、「相談するほどのことではないと思ったから」、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」が多く挙げられています。

図-17 DVを受けた人の相談の有無



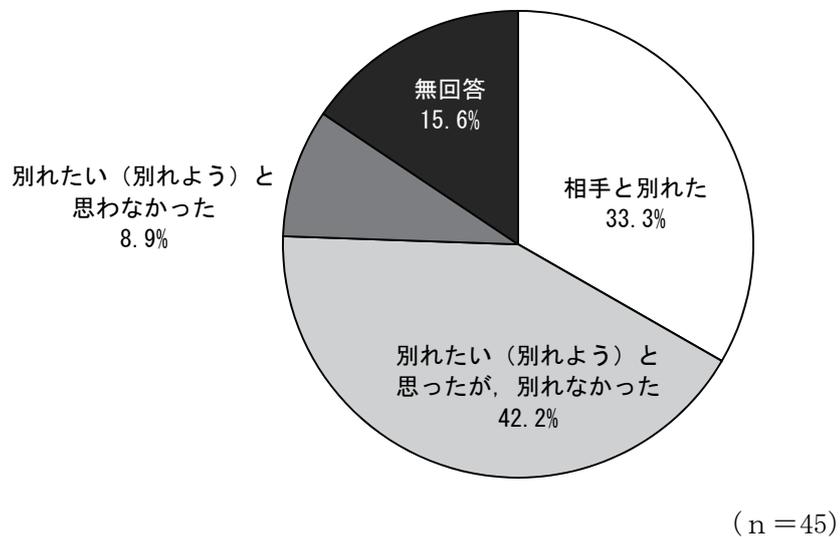
(n = 45)

(6) DVを受けたことで相手と別れたか

「これまでにDVを受けたことがある」と回答した人のうち、相手と「別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」が42.2%と最も多く、次いで「相手と別れた」が33.3%、「別れたい（別れよう）」と思わなかった」が8.9%となっています。

なお、「別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」と回答した人が相手と別れなかった理由については、「子どもがいるから、子どものことを考えたから」、「経済的な不安があったから」、「世間体が悪いと思ったから」が多く挙げられています。

図-18 DVを受けたことで相手と別れたか

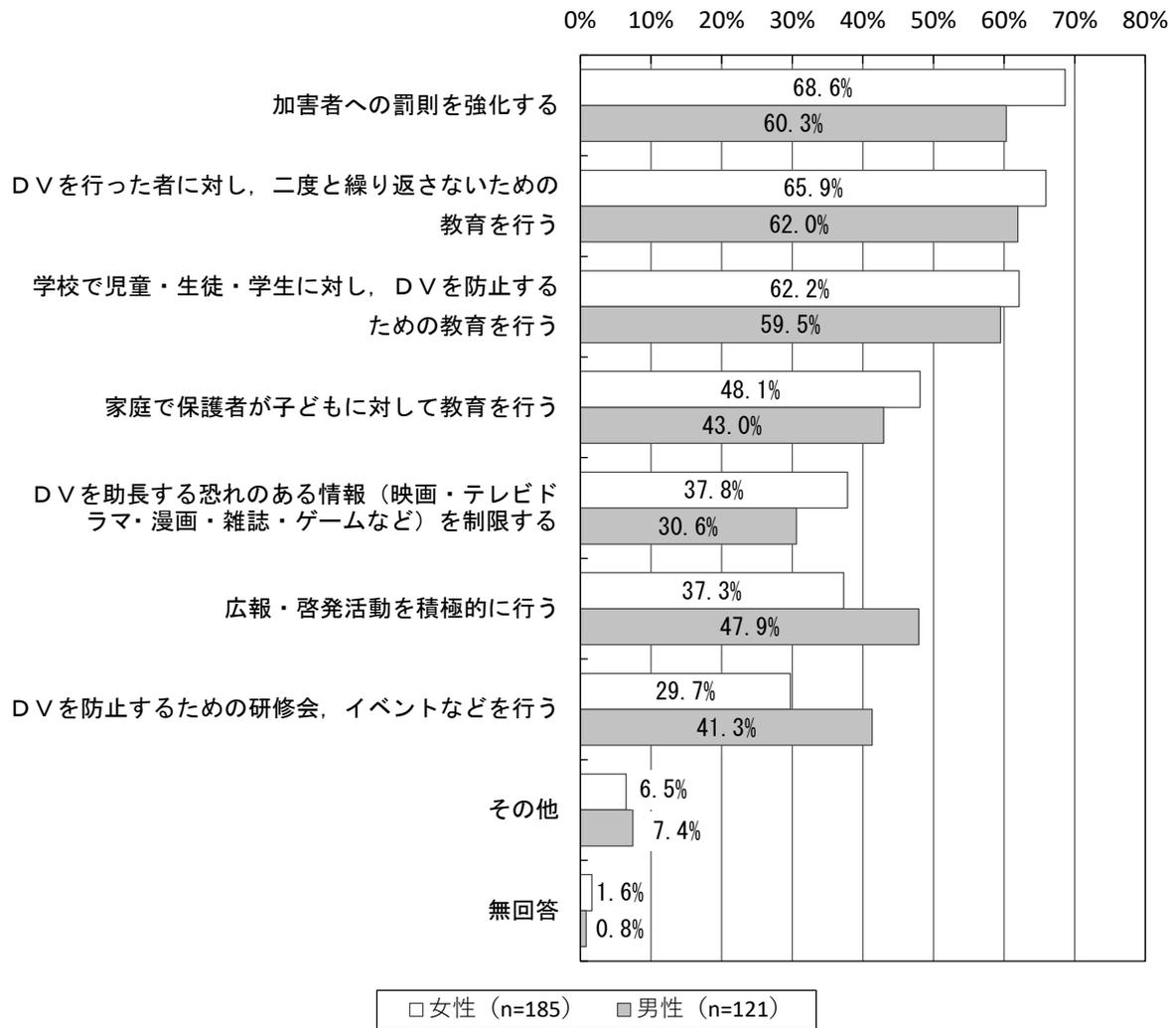


(7) 社会全体でDVをなくすために必要だと思うこと

女性では「加害者への罰則を強化する」が68.6%と最も高く、次いで「DVを行った者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う」が65.9%、「学校で児童・生徒・学生に対し、DVを防止するための教育を行う」が62.2%となっています。

一方、男性では「DVを行った者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う」が62.0%と最も高く、次いで「加害者への罰則を強化する」が60.3%、「学校で児童・生徒・学生に対し、DVを防止するための教育を行う」が59.5%となっています。

図-19 社会全体でDVをなくすために必要だと思うこと



Ⅲ デートDVに関する調査

デートDVとは、生活の本拠を共にしない交際相手間の暴力のことを言います。

デートDVに関し、NPO法人が2017（平成29）年6月から11月までに実施した調査結果※6は次のとおりとなっています。

【調査の概要】

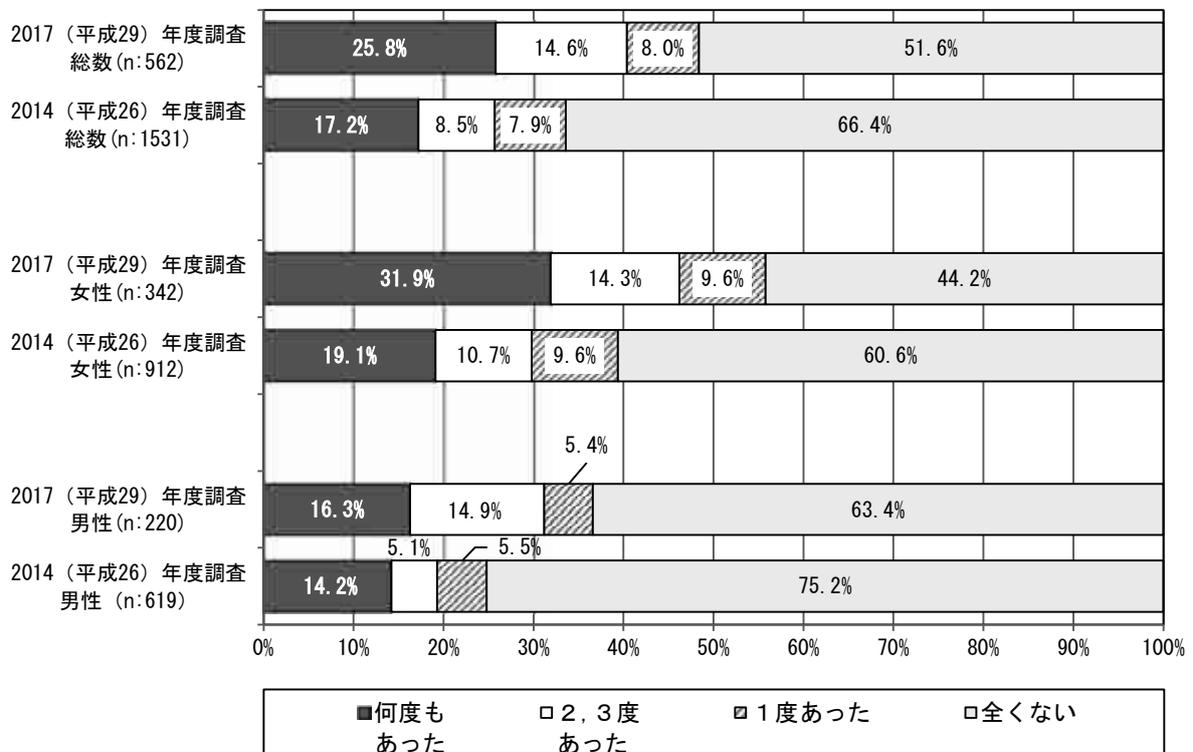
- ◇実施主体 特定非営利活動法人ウィメンズネット「らいず」
- ◇調査対象 1,232人 県内の高校8校の生徒
- ◇調査方法 「らいず」の講座を受講した生徒にアンケート調査
- ◇有効回答 1,103人（男性522人，女性577人，性別無回答4人／回収率89.5%）
- ◇恋人がいる／いた 562人（男性220人，女性342人）

(1) デートDVの被害経験

「恋人がいる／いた」と答えた人のうち、男性の36.6%、女性の55.8%が、デートDVの被害を1回以上経験しており、男女ともに2014（平成26）年度の前回調査よりも、デートDVの被害を経験したことがあると回答した人の割合が高くなっています。

被害経験の回数については、男女ともに1回だけ経験するよりも、複数回にわたって被害を経験している割合が高くなっています。

図-20 デートDVの被害経験

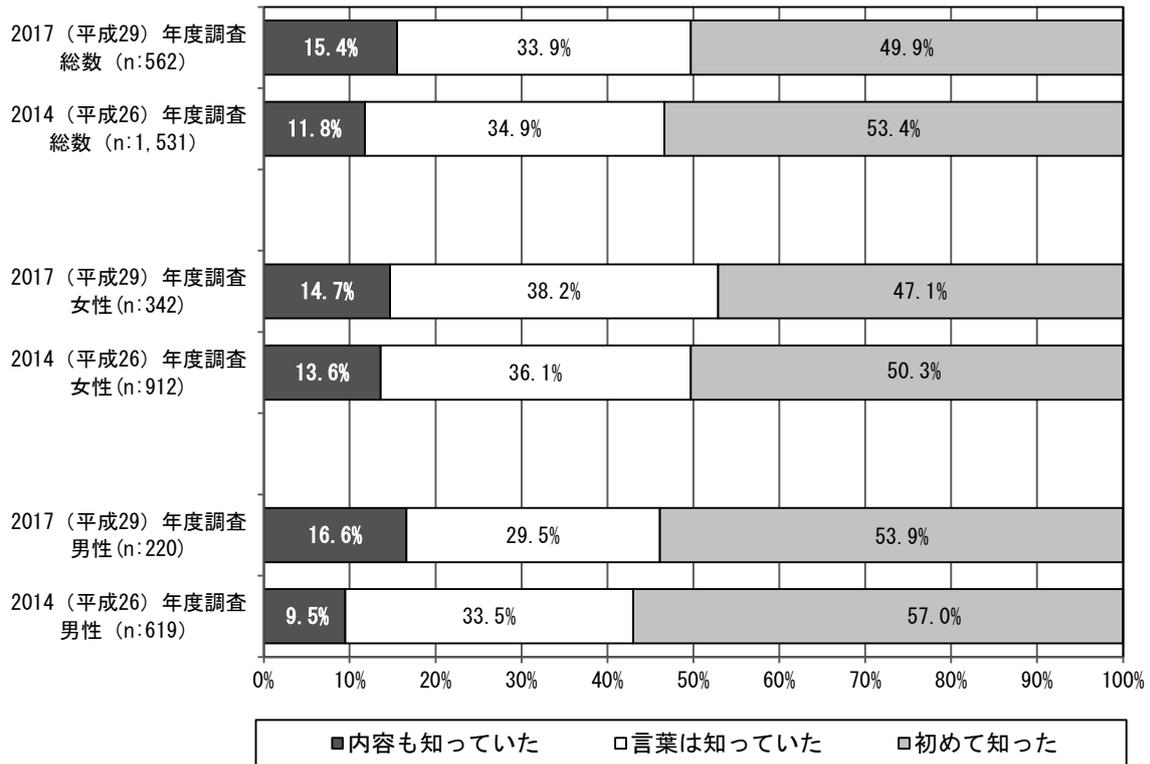


※6 同法人は、2014（平成26）年6月から2015（平成27）年3月までに同様の調査を実施している。

(2) デートDVに対する認識

女性の52.9%、男性の46.1%が、デートDVという言葉、または内容について知っており、男女ともに2014（平成26）年度の前回調査に比べ、デートDVに対する認識が高くなっています。

図-21 デートDVに対する認識



IV 課題

国・県の統計資料や本市における相談実績、DVに関する市民意識調査等に基づき整理した課題は次のとおりです。

1 多様なDV相談への対応

DVは、身体的な暴力のほか、精神的、性的など様々な形態があることに加え、男性からの相談が増加する等、被害者の性別も問いません。DV相談窓口には、このような多様な相談に対応していくことや、DV被害者がより安心して相談できる環境を整備することが求められています。

2 潜在化しやすいDV被害者の早期発見

市民意識調査の結果によると、DVを受けている方や周囲の方のDVに関する認識や相談窓口の認知度は十分であるとは言えません。

このため、市民に最も身近な相談窓口として、市配偶者暴力相談支援センターの周知を図るとともに、関係機関や地域での見守りにより、DV被害者を早期に発見する体制の確立が重要となります。

3 DV被害者とその子どもに対する支援

DV被害者が安全に安心して暮らすことができるよう、DV被害者からの相談対応に当たっては、被害者が抱える不安を的確に把握した上で、自立に向けた支援を行うことが求められています。

また、本市においては、DV被害者とその子どもに対し、女性相談と家庭児童相談を一体的に行い、対応に当たっているところですが、被害者とその子どもがDVによる心理的な影響を受けていることがあるため、心理的側面からのケア等による支援を強化する必要があります。

4 DVの防止のための教育啓発

DVは世代間で連鎖すると言われており、市民意識調査においても、社会全体でDVをなくすために、DV加害者に対する教育や学校でのDV防止のための教育が必要である、との回答が多く見られます。

DVのないまちをつくるためには、DVに関する市民の意識啓発に加え、DVの被害者と加害者それぞれを生み出さないために、若年層に対する人権教育の充実を図る必要があります。

第3章 計画の基本的方向

1 目指す姿

市民が安全に安心して暮らすためには、重大な人権侵害であるDVの根絶が求められることから、「配偶者等からの暴力のない安心して暮らせるまち・水戸」を本計画の目指す姿とします。

配偶者等からの暴力のない

安心して暮らせるまち・水戸

2 基本方針

本市におけるDV防止及びDV被害者支援のための施策を実施するにあたり、次の4つの基本方針を定め、それぞれの施策を推進します。

基本方針Ⅰ 多様な相談に対応できる体制づくり

DVには、外部から発見が困難な状況で行われるため、潜在化、深刻化しやすいという特性があるとともに、様々な被害ケースがあります。このため、対応に当たる相談員の資質の向上による水戸市配偶者暴力相談支援センターの相談機能の強化に努めるほか、県女性相談センター、児童相談所等と連携し、多様な相談に対応します。また、全庁的なDV対応能力の向上を図るため、職員研修を実施します。

基本方針Ⅱ DV被害者の早期発見・安全確保

DV被害者が一人で悩むことなく早期に相談することができるよう、DV相談窓口のさらなる周知を図ります。また、地域での見守りのほか、医療機関等との緊密な協力体制により、潜在化しやすいDV被害者を早期に発見し、適切な支援を行います。さらに、危険が急迫している際には、警察や県女性相談センター等と連携し、緊急時における安全な避難場所を確保します。

基本方針Ⅲ DV被害者等の自立に向けた支援

DVによる心身への被害に加え、就業機会や住宅、生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えることの多いDV被害者が、安全・安心な生活環境を確保し、心身ともに健康な生活が送れるよう、医療機関、民間団体等との連携により、各種制度の活用による自立や心身の健康回復を支援します。また、DVにより様々な影響を受けた子どもに対し、心理的ケアを実施するなど、DV被害者の子どもが健やかに成長できるよう、支援の充実を図ります。

基本方針Ⅳ DV防止に向けた意識啓発の推進

DVは、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識が世代を問わず共有されるよう、DV防止と人権尊重に関する意識啓発を推進します。また、交際相手への暴力、いわゆるデートDVも深刻化していることから、教育機関等との連携により、若年層からの人権教育に取り組みます。

3 施策の体系

市の目指す4つの基本方針を実現するための8つの基本施策を定めるとともに、基本施策ごとに推進する16の具体的施策を定めます。

【 目指す姿 】	【 基本方針 】	【 基本施策 】	【 具体的施策 】
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">配偶者等からの暴力のない 安心して暮らせるまち・水戸</p>	I 多様な相談に対応できる体制づくり	1 相談体制の充実	(1) 配偶者暴力相談支援センターの運営の充実 (2) 相談しやすい環境の整備 (3) DV対策に関わる職員の資質の向上
	II DV被害者の早期発見・安全確保	1 DV被害者の早期発見	(1) 関係機関等との協力体制の強化 (2) 地域における見守り支援の充実
		2 緊急時の安全の確保	(1) 一時保護等における支援体制の強化
	III DV被害者等の自立に向けた支援	1 安全・安心な生活に向けた支援	(1) 関係機関との連携による切れ目のない支援 (2) 生活基盤を確保するための支援 (3) DV被害者に係る情報管理の徹底
		2 心身の健康の回復支援	(1) 心身の健康の回復支援
		3 DV被害者の子どもに対する支援	(1) 家庭児童相談等の充実 (2) 子どもの心理的ケアの充実
	IV DV防止に向けた意識啓発の推進	1 市民に向けた意識啓発	(1) DVに対する正しい理解の普及 (2) 男女の人権尊重の啓発
		2 若年層に向けた教育啓発	(1) DV防止に関する若年層への教育 (2) 教育機関等との連携

4 重点推進施策

本市においては、水戸市配偶者暴力相談支援センターを設置し、多様な相談への対応や、DV被害者の早期発見・安全確保、自立に向けた支援等に当たってきましたが、さらなるDV被害者支援のためには、より一層の機能強化が必要です。

また、DVと児童虐待には密接な関係があることから、DV被害者だけではなく、その子どもを支援していくことは非常に重要です。

このため、次の施策を、計画を推進するため特に重点を置いて取り組む、「重点推進施策」として位置付けます。

■ 重点推進施策1 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

被害者に最も身近な相談窓口として、相談体制の更なる充実を図り、支援に関する情報提供、緊急時における安全の確保、各種制度等の活用による生活の自立等についての相談機能の強化を図ります。

■ 重点推進施策2 DV被害者とその子どもに対する連携支援の強化

DV被害者の世帯が、心身ともに健康で自立した生活を早期に送ることができるよう、公的機関やNPO法人等のDV被害者支援に関わる関係団体、水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会の構成機関などとの連携を強化し、DV被害者とその子どもに対する一体的な支援の充実を図ります。

5 目標指標

本計画を推進していくため、次のとおり目標指標を設定します。

【目標指標 1】 市のDV相談窓口を知っている割合

相談窓口の認知度を高めることにより、DV被害者の早期発見と安全確保等の対応の迅速化を目指します。

基準値	目標値
《2019（令和元）年度》 46.3%	《2025（令和7）年度》 70%

【目標指標 2】 配偶者暴力相談支援センターによるDV相談対応件数

DV被害者は誰にも相談できないことが多いため、最も身近な相談窓口として、より相談しやすい環境を目指します。

基準値	目標値
《2019（令和元）年度》 309件（延件数）	《2025（令和7）年度》 400件（延件数）

【目標指標 3】 DVの防止に関する講座、広報・啓発の実施回数

DVの防止に関する啓発を図り、DVについての正しい理解の普及とDV根絶に向けた意識の醸成を目指します。

基準値	目標値
《2019（令和元）年度》 12回	《2025（令和7）年度》 17回

第4章 施策の展開

基本方針Ⅰ 多様な相談に対応できる体制づくり

《基本施策1》 相談体制の充実

【現状と課題】

本市では、DV被害者の身近な相談窓口として、情報の提供、安全の確保、生活の自立等の支援に当たるため、2017（平成29）年度に水戸市配偶者暴力相談支援センターを設置しました。設置以来、多様なDV相談に対応してきましたが、より一層のDV被害者支援のためには、相談体制の更なる強化が必要です。

【施策の基本的方向】

様々な立場に置かれているDV被害者へ適切に対応するため、配偶者暴力相談支援センターの機能を強化します。またDV被害者が安心して相談できる環境を整備するとともに、DV対策に関わる職員の資質の向上に努めます。

◇具体的施策（1）配偶者暴力相談支援センターの運営の充実

事業名	事業の概要
☑ 配偶者暴力相談支援センターの運営	DV被害者の身近な相談窓口として、情報の提供や安全の確保等、DV被害者が安心して、自立した生活を送れるよう支援します。
☑ 女性相談・DV相談体制の充実	DV相談を含む女性相談業務について、DV被害者がより一層、相談しやすい環境となるよう、ICT機器の活用による相談を推進するなど、相談体制の充実に図ります。

（☑は重点推進事業）

◇具体的施策（２）相談しやすい環境の整備

事業名	事業の概要
相談窓口の周知	関係機関と連携し、性別や年齢等にかかわらずDV被害者が相談しやすいよう、ホームページや広報紙、窓口案内カードなど、様々な媒体を活用しながら、各相談窓口の周知を行います。
Ⓔ DV被害者への円滑な支援	DV被害者を円滑に支援するため、関係機関等と相談内容などについて情報を共有し、ワンストップで対応することでDV被害者の負担の軽減を図ります。
高齢者、障害者、性的マイノリティ、外国人等への相談体制の充実	高齢者、障害者、性的マイノリティ、外国人等、様々な事情を抱えるDV被害者を適切に支援するため、支援団体・相談機関等と連携し、相談体制の充実を図ります。
安全・安心な相談環境の整備	DV被害者が安全な環境のもとで安心して相談ができるよう、相談時におけるプライバシーの保護や避難経路の確保等を図ります。

（Ⓔは重点推進事業）

◇具体的施策（３）DV対策に関わる職員の資質の向上

事業名	事業の概要
Ⓔ 相談員・ケースワーカーへの研修の充実	DV被害者の支援に携わる相談員、ケースワーカーの専門性向上のため、研修の充実を図ります。
庁内DV対応研修の充実	職員のDVに対する理解を深め、DV対応能力が向上するよう、庁内DV対応研修の充実を図ります。
庁内DV対応マニュアルを活用した適切な対応	「庁内DV対応マニュアル」を活用し、DV被害者への迅速かつ適切な対応を図ります。
DV対策に関する情報の収集と活用	DV対策に関する他自治体や関係機関等の先進的な取組などを研究し、DV対応能力の強化を図ります。

（Ⓔは重点推進事業）

基本方針Ⅱ DV被害者の早期発見・安全確保

《基本施策1》 DV被害者の早期発見

【現状と課題】

DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であることから、周囲が気付かないうちに被害が深刻化しやすい特性があります。このため、DV被害者を早期に発見し、適切に支援していくことが必要です。

【施策の基本的方向】

関係機関等との連携により、DV被害者の早期発見に努めるとともに、地域における見守り支援を推進します。

◇具体的施策（1）関係機関等との協力体制の強化

事業名	事業の概要
庁内連携によるDV被害者の早期発見	庁内においてDVに関する認識を共有し、連携することで、DV被害者の早期発見に努めます。
要保護児童及びDV対策地域協議会の運営強化	市要保護児童及びDV対策地域協議会の構成機関である医療機関、教育機関、民生委員・児童委員、民間支援団体等からの情報提供等を通じて、DV被害者の早期発見と支援に努めます。

◇具体的施策（2）地域における見守り支援の充実

事業名	事業の概要
DVの防止や地域での見守りに関する啓発の推進	民間団体と連携・協力しながら、DVの防止や地域での見守りに関する啓発を図ります。
民生委員・児童委員や民間団体等による地域見守りの促進	地域における見守り等により、DV被害者に寄り添いながら支援できるよう、民生委員・児童委員や民間団体等との連携を深めます。

相談窓口の周知 【再掲】	関係機関と連携し、ホームページや広報紙など、様々な媒体を活用しながら、各相談窓口の周知を行います。
-----------------	---

《基本施策2》 緊急時の安全の確保

【現状と課題】

DV被害者の立場に立った様々な支援策の1つとして、緊急時は、一時保護等による被害者の安全確保を実施しています。また、一時保護中の被害者が安心して生活できるよう、適切な支援策を講じることが求められています。

【施策の基本的方向】

県女性相談センターや警察と緊密に連携し、緊急時における安全な避難を支援するほか、一時保護中のDV被害者との継続した相談や、自立に向けた情報提供を行います。

◇具体的施策（1）一時保護等における支援体制の強化

事業名	事業の概要
県女性相談センターとの連携	県女性相談センターと緊密に連携しながら、DV被害者の一時保護を実施する等、安全を確保します。
警察との連携	DVによる被害が深刻化しないよう、DV被害者の情報を共有し対応に当たる等、警察との連携を深めます。
一時保護中のDV被害者の支援	一時保護所に入所しているDV被害者の意思を尊重しながら、退所後の自立に向けた情報提供、相談を行い、DV被害者が安心して生活できるよう支援します。
一時保護中のDV被害者に同伴する子どもの支援	児童相談所等と連携し、一時保護所に入所しているDV被害者に同伴する子どもの心身の状況に応じた、適切な支援を行います。
保護命令手続きに関する支援	DV被害者の安全を確保するため、DV防止法に基づく保護命令の手続きを支援します。

緊急時における一時避難場所の確保	一時保護による対応が困難な場合における、DV被害者の緊急避難場所の確保に向けた支援を行います。
------------------	---

基本方針Ⅲ DV被害者等の自立に向けた支援

《基本施策1》 安全・安心な生活に向けた支援

【現状と課題】

DV被害者が、避難先での安定した生活基盤を早期に確保することは非常に重要となりますが、様々な手続きをDV被害者が自ら行うことが難しいケースも少なくありません。このため、市配偶者暴力相談支援センターが中心となり、DV被害者の意思を尊重しながら自立に向けた支援策を講じる必要があります。

【施策の基本的方向】

DV被害者が安定した生活を送れるよう、各種制度の手続きや避難先での住宅の確保等、関係機関と連携しながら支援します。また、避難先での安全確保のため、DV被害者に関する情報管理を徹底します。

◇具体的施策（1）関係機関との連携による切れ目のない支援

事業名	事業の概要
☑ 関係機関との情報共有・連携強化	市要保護児童及びDV対策地域協議会の構成機関等と連携し、DV被害者に関する情報共有と役割分担のもと、円滑な支援を行います。
☑ DV被害者への円滑な支援 【再掲】	DV被害者を円滑に支援するため、関係機関等と相談内容などについて情報を共有し、ワンストップで対応することでDV被害者の負担の軽減を図ります。
☑ 他自治体との情報共有・連携	DV被害者が、避難後も安全な環境のもとで適切な支援を受けられるよう、自治体間等で連携し、情報共有・引継ぎを徹底します。

（☑は重点推進事業）

◇具体的施策（２）生活基盤を確保するための支援

事業名	事業の概要
生活を支援するための制度の活用	DV被害者の自立に向けた生活支援のため、生活保護、児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等、様々な制度を適切に活用できるよう、支援します。
住宅の確保支援	DV被害者の居住の安定を図るため、民間・公営住宅への入居に向けた手続きを支援します。
行政機関等で行う諸手続きの支援	住民基本台帳、健康保険、年金、就学等の諸制度の手続きが、安全かつ円滑に進むよう各課が連携し支援を行います。
DV被害者の就労に向けた支援	自立支援教育訓練給付金事業等の活用やハローワークとの連携により、就労支援を行います。
母子生活支援施設との連携による支援	母子生活支援施設と連携し、DV被害者の自立に向けた支援や、DV被害者の子どもの支援を行います。

◇具体的施策（３）DV被害者に係る情報管理の徹底

事業名	事業の概要
DV被害者に係る情報の保護の徹底	DV被害者に係る情報が加害者等に漏洩することのないよう、個人情報の管理・保護を徹底します。
庁内DV対応研修の充実 【再掲】	職員のDVに対する理解を深め、DV対応能力が向上するよう、庁内DV対応研修の充実を図ります。
庁内DV対応マニュアルを活用した適切な対応 【再掲】	「庁内DV対応マニュアル」を活用し、DV被害者への迅速かつ適切な対応を図ります。

【現状と課題】

DV被害者は、繰り返される暴力によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることや、将来への不安等により、精神的に不安定になるケースがあります。このため、DV被害者の自立支援に当たっては、心身の健康回復を支えることが重要になります。

【施策の基本的方向】

保健所や医療機関等との連携や女性相談を通じた心理的ケア等の実施により、早期の心身の健康回復を図ります。

◇具体的施策（1）心身の健康の回復支援

事業名	事業の概要
保健所や医療機関等との連携による心身の健康の回復支援	保健所や医療機関等と連携し、DV被害者が心身の健康を回復するための支援を行います。
民間支援団体等による心の健康の回復支援	民間支援団体等が実施する、DV被害者の心の健康回復のための活動を支援します。
相談員による心のケア	女性相談員や心理担当支援員 ^{※7} が、DV被害者に寄り添いながら相談を受けることで、心のケアを図ります。

※7 心理担当支援員は、DV被害者やその子どもの心理的側面から、ケア等を行う者。

【現状と課題】

児童虐待とDVには密接な関連があることから、本市においては、女性相談と家庭児童相談との一体的な支援体制のもと、DV被害者とその子どもに対し支援を行っています。DV被害者の子どもが心身ともに健全に成長していくためには、関係機関が連携し、個々のケースに応じて適切に支援することが必要です。

【施策の基本的方向】

市要保護児童及びDV対策地域協議会の組織を活用し、その構成機関である児童相談所や保健・医療機関等と情報を共有することで、継続的な相談対応や子どもの心理的ケア、就学(園)、転校(園)手続き、乳幼児健診、予防接種の案内など、包括的な支援を行います。

◇具体的施策(1) 家庭児童相談等の充実

事業名	事業の概要
家庭児童相談等の充実	女性相談と家庭児童相談を一体的に行うことで、DV被害者とその子どもに対し、適切な支援を行います。
要保護児童及びDV対策地域協議会の運営強化 【再掲】	市要保護児童及びDV対策地域協議会の構成機関である医療機関、教育機関、民生委員・児童委員、民間支援団体等からの情報提供等を通じて、DV被害者の早期発見と支援に努めます。
子育て支援サービスの提供	子育て支援施設や子育て支援団体との連携により、DV被害者の子どもに対する、適切な子育て支援サービスの提供を行います。
就学(園)、転校(園)等に向けた支援	DV被害者の子どもが安全に就学(園)、転校(園)等ができるよう、関係機関と連携し、支援します。
乳幼児健診・予防接種の受診支援	DV被害者の子どもが乳幼児健診や予防接種を安全かつ安心して受けられるよう支援します。

発達に関する相談・支援の充実	DV被害者の子どもの発達に関する相談を受けられるよう支援します。
----------------	----------------------------------

◇具体的施策（２）子どもの心理的ケアの充実

事業名	事業の概要
ホームフレンド事業の推進	NPO法人が実施する、心に不安を抱えやすいDV被害者の子ども等に対し、学生などを話し相手として派遣する事業を推進し、子どもが安心して生活できるよう支援します。
DVのある環境で育った子どもの心のケアの推進	児童相談所や学校等の関係機関と緊密に連携しながら、DV被害者の子どもの状況について把握し、心理カウンセリングやスクールカウンセリングにより、子どもの心のケアを推進します。

基本方針Ⅳ DV防止に向けた意識啓発の推進

《基本施策1》 市民に向けた意識啓発

【現状と課題】

DVは重大な人権侵害であることから、市民に向けた広報活動により、意識啓発を実施しています。DV防止のためには、男女の人権を尊重するとともに、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有することが必要です。

【施策の基本的方向】

DVに対する正しい理解の普及と、DV根絶に向けた意識の醸成を図るため、パープルリボンキャンペーン※8等を活用した広報活動を実施します。また、DVは男女平等参画の実現の妨げとなっていることから、男女の人権尊重の啓発を図ります。

◇具体的施策（1）DVに対する正しい理解の普及

事業名	事業の概要
DVと児童虐待に関する啓発	女性に対する暴力根絶に向けたパープルリボンキャンペーンと、児童虐待防止に向けたオレンジリボンキャンペーン※9を推進することにより、DVと児童虐待の関連性等について啓発します。
DVの防止や地域での見守りに関する啓発の推進 【再掲】	民間団体と連携・協力しながら、DVの防止や地域での見守りに関する啓発を図ります。
新 DV加害者プログラム等に関する情報収集と活用	DV被害者支援のため、加害者プログラム等に関する国や他自治体等における取組について情報を収集するとともに、その活用に向けた検討を行います。

（**新**は新規事業）

※8 女性に対する国際的な暴力根絶運動

※9 「子ども虐待のない社会の実現」を目指す全国的な市民運動

◇具体的施策（２）男女の人権尊重の啓発

事業名	事業の概要
男女平等参画に関する広報啓発	男女の人権尊重はもとより、性別にかかわらず個人の尊厳が重んじられ、能力を発揮する機会が確保される男女平等参画の意識が浸透するよう、広報及び周知を図ります。
男女平等参画に関する学習機会の充実	男女平等参画やDVに関する講座やセミナー等を開催するなど、広く市民への啓発を進め、DV防止のための取組を充実します。

【現状と課題】

デートDV（生活の本拠を共にしない交際相手間の暴力）を正しく理解するための関係団体による講座の開催や、学校教育等における人権教育を行っています。DV防止に向けては、若年層からの意識啓発が大変重要です。

【施策の基本的方向】

将来にわたってDVの被害者や加害者を生み出すことのないよう、関係機関・団体と連携し、若年層に対し、DVに関する理解を深め、人権尊重の意識を高めるための教育・啓発を推進します。

◇具体的施策（1）DV防止に関する若年層への教育

事業名	事業の概要
若年層へのデートDV等に関する予防啓発の推進	関係機関・団体と連携し、若年層へのデートDV、性暴力、JKビジネス※10等に関する予防啓発を推進します。

◇具体的施策（2）教育機関等との連携

事業名	事業の概要
学校教育等における男女平等参画・人権教育の推進	学校教育等において、暴力を許さない教育をはじめ、男女平等観に基づいた一人一人を大切にす教育や人権に関する教育を推進します。
教職員等に対する意識の啓発	教育や保育に従事する教職員等に対し、DV防止の視点での男女平等参画や人権に関する意識啓発を行います。

※10 女子高校生（JK）など、児童の性を売り物とする営業のこと。

第5章 推進体制と進行管理

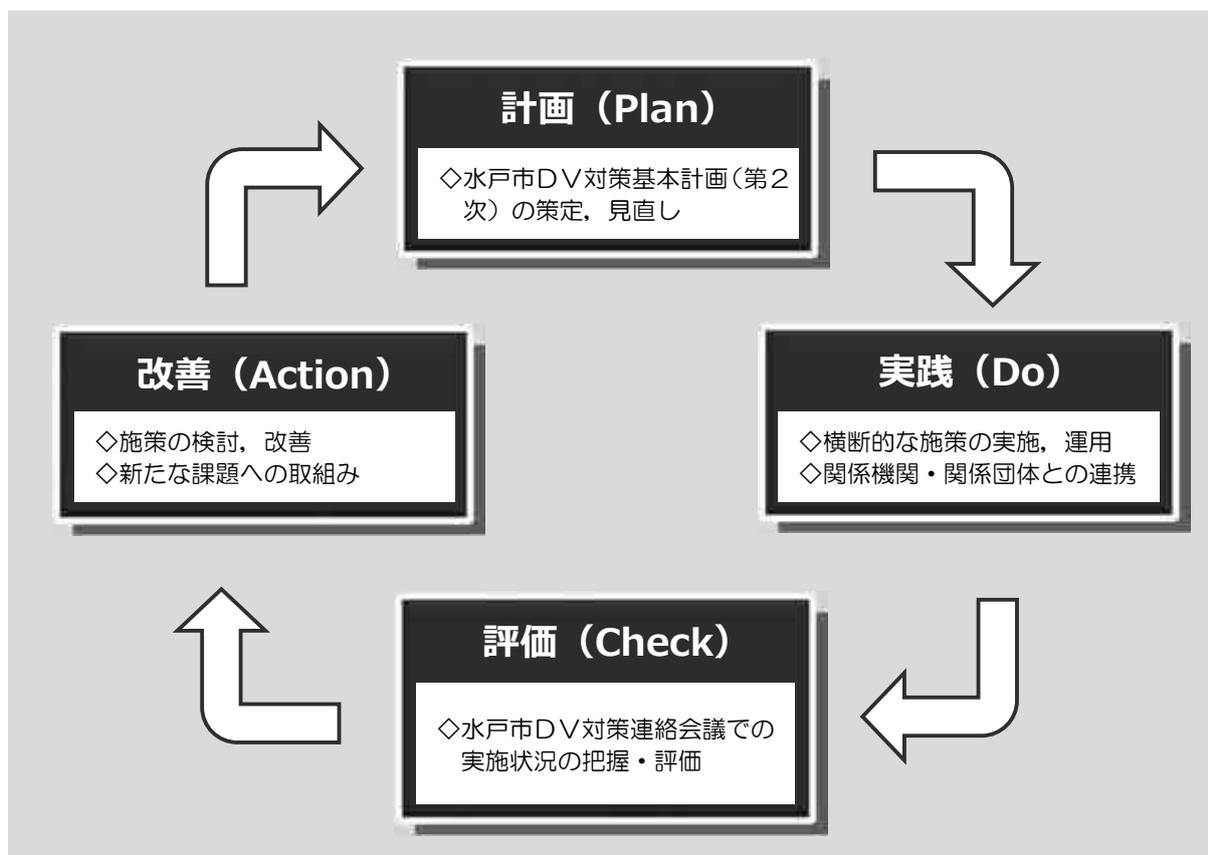
1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市の関係各課や関係機関、関係団体等との連携により、横断的な施策に取り組むとともに、有識者や関係機関、関係団体等の意見を反映させながら推進していきます。

2 進行管理

本計画は、DV防止法に基づく国の基本方針に即して、相談体制の強化や推進すべき施策を位置付け、PDCAサイクルにより進行管理を行います。

また、DV対策は、社会情勢の変化やDV防止法等の改正により、新たな対策が求められることがあることから、適宜、本計画の見直しを行うこととします。



【附 属 資 料】

■SDGs との関連	42
■水戸市DV対策基本計画（第2次）の策定経過	43
■水戸市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 検討専門委員規則	44
■水戸市DV対策連絡会議設置要項	45
■用語解説	47
■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	48
■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針(概要)	57
■相談機関の窓口	62

■ SDG s との関連

本計画は、市民が配偶者等からの暴力のないまちで安心して暮らせるよう、様々な施策を講じるものです。誰一人取り残さない社会の実現を目指す SDG s においては、以下の開発目標が該当します。



【参考 17の持続可能な開発目標】



■水戸市DV対策基本計画（第2次）の策定経過

年 月 日	内 容
2019（令和元）年 12月12日 ～2020（令和2）年 1月20日	<p>■市民意識調査</p> <p>一般市民（配布1,000件／回収307件／回収率30.7%）</p>
5月19日	<p>■令和2年度 第1回水戸市DV対策連絡会議（書面開催）</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第2次）策定基本方針(案)について</p>
5月29日	<p>■政策会議</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第2次）策定基本方針(案)について</p>
9月9日	<p>■令和2年度 第1回水戸市DV対策連絡会議実務担当者会議（書面開催）</p> <p>・水戸市DV対策基本計画(第2次)に関する事業について</p>
10月28日	<p>■令和2年度 第2回水戸市DV対策連絡会議実務担当者会議</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第2次）(素案)について</p>
11月11日	<p>■令和2年度 第2回水戸市DV対策連絡会議</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第2次）(素案)について</p>
12月2日 ～12月8日	<p>■水戸市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画検討専門委員意見聴取</p>
12月24日	<p>■政策会議</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第2次）(素案)について</p>
2021（令和3）年 1月12日 ～2月10日	<p>■意見公募手続（パブリックコメント手続）</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第2次）(素案)について</p>
3月25日	<p>■庁議</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第2次）(案)について</p>

水戸市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画検討専門委員規則

令和2年7月2日

水戸市規則第155号

(設置)

第1条 水戸市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（以下「計画」という。）の検討を行うため、水戸市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画検討専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 専門委員は、計画の策定に関する事項について調査研究を行う。

(選任)

第3条 専門委員は、4人以内とし、学識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

水戸市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画検討専門委員名簿

団 体・機 関 名	役 職	氏 名
筑波大学医学医療系	准教授	森田展彰
常磐大学人間科学部	准教授	宇治和子
特定非営利活動法人 ウィメンズネット「らいず」	代表理事	三富和代
日本司法支援センター茨城地方事務所	常勤弁護士	土井政人

(団体・機関名50音順 敬称略)

水戸市DV対策連絡会議設置要項

(設置)

第1条 本市における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関し、庁内の関係各課が相互に連携し、DV被害者等への的確な支援を行うため、水戸市DV対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) DV被害者等に対する迅速かつ適切な対応を行うための連携及び協力に関すること。
- (2) DV被害者等の早期発見・安全確保に関すること。
- (3) DV被害者等の自立支援に関すること。
- (4) DV防止に向けた意識啓発の推進に関すること。
- (5) 基本計画の策定に関すること。
- (6) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、福祉部長をもって充てる。
- 3 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

政策企画課長、情報政策課長、行政経営課長、市民課長、財政課長、市民税課長、資産税課長、収税課長、男女平等参画課長、福祉総務課長、生活福祉課長、障害福祉課長、高齢福祉課長、介護保険課長、地域保健課長、保健予防課長、国保年金課長、住宅政策課長、学校管理課長、学校保健給食課長、幼児教育課長、放課後児童課長、総合教育研究所副所長

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

(実務担当者会議)

第5条 連絡会議に、第2条に規定する事項の調査及び研究をするため、実務担当者会議を置くことができる。

- 2 実務担当者会議の委員は、次に掲げる課等に属する職員であって、所属長の推薦を受けた者をもって充てる。

情報政策課、市民課、市民税課、資産税課、収税課、男女平等参画課、生活福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、子ども課、介護保険課、地域保健課、保健予防課、国保年金課、住宅政策課、学校管理課、学校保健給食課、幼児教育課、放課後児童課、総合教育研究所

(関係者の出席)

第6条 連絡会議及び実務担当者会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 連絡会議及び実務担当者会議の庶務は、福祉部子ども課において行う。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成28年5月12日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

■用語解説

行	用 語	解 説
ア行	I C T機器	I C Tは、Information（情報）and Communications（通信）Technology（技術）の略で、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器のこと。
	一時保護	D V防止法においては、D V被害者とその同伴する家族を婦人相談所一時保護所等において一時的に保護すること。
カ行	家庭児童相談	家庭において子どもが健全に成長発達していくための養育、その他家庭児童福祉の向上を図るための相談・助言などを行う。
サ行	女性相談	夫婦や親族間の問題、結婚、離婚、人間関係のトラブル等様々な悩みを抱える女性の相談に女性相談員などが応じる。
	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、自ら就職に結びつくような技能知識あるいは就職に有利な資格を取得するときに、給付金を支給する県の事業。
	性的マイノリティ	性自認や性的指向など、性及び性別には多様な性の態様があり、L G B T（Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender）の方など、一般的に典型的と言われている態様でない人達の総称を「性的マイノリティ」と表現する。
タ行	男女平等参画	男女が社会の平等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が対等に社会的、政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができること。
ハ行	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	母子家庭等を対象とした無利子又は低利子の融資制度
ミ行	民生委員・児童委員	民生委員は、地域において、住民の相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めており、「児童委員」を兼ねている。 児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
ヤ行	（水戸市）要保護児童及びD V対策地域協議会	児童虐待及びD Vの早期発見・早期対応など適切な支援を実施するため、保護や支援が必要な児童、妊婦及びD V被害者に関する必要な情報の交換や、支援の内容について協議する組織

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

令和元年六月二六日同第四六号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条—第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条—第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項にお

いて「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又

はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）と同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証

を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える

ものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

（平二五法七二・追加）

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（平二五法七二・一部改正）

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（平一六法六四・一部改正）

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成25年12月26日

内閣府、国家公安委員会、

法務省、厚生労働省告示第1号

※ 令和2年3月23日 最終改正

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月、平成26年1月の法改正を経て、令和元年6月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に向向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決

に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが

必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

- (1) 連携協力の方法
被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。
 - (2) 関係機関による協議会等
関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。
 - (3) 関連する地域ネットワークの活用
関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。
 - (4) 広域的な連携
市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。
 - (5) 連携協力の実効性の向上
配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。
- 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発
 - (1) 職務関係者による配慮
職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。
 - (2) 職務関係者に対する研修及び啓発
研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。
 - 11 苦情の適切かつ迅速な処理
関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。
 - 12 教育啓発
 - (1) 啓発の実施方法と留意事項
啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。
 - (2) 若年層への教育啓発
配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。
 - 13 調査研究の推進等
 - (1) 調査研究の推進
国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。
 - (2) 人材の育成等
関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。
 - 14 民間の団体に対する援助等
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府

県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

■相談機関の窓口

相談先	受付時間	TEL・場所等
茨城県女性相談センター	(電話相談) 平日：9時00分～21時00分 土日祝日：9時00～17時00分	水戸市三の丸1-5-38 029-221-4166
	(来所相談) 要電話予約 (相談時間) 9時00分～17時00分 (年末年始を除く)	
水戸市子ども課	平日：8時30分～17時15分 (祝日，年末年始を除く)	水戸市中央1-4-1 水戸市役所本庁舎1階 029-232-9111
茨城県警察本部 女性専用相談電話	24時間受付	029-301-8107
特定非営利活動法人 ウイメンズネット 「らいず」	水曜日と金曜日の 10時00分～15時00分 (第5週，祝日及び年末年始を除く)	029-222-5757
性暴力被害者サポート ネットワーク茨城	平日：10時00分～17時00分 (祝日，年末年始を除く)	029-350-2001

水戸市DV対策基本計画（第2次）

（2021年度～2025年度）

2021年6月 発行

編集・発行

水戸市福祉部子ども課

水戸市中央1丁目4番1号

TEL 029(224)1111

FAX 029(232)9288
